

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋6-2-1 木村ビル802

## 中国からのベストな撤退方法～持分譲渡の活用

Q

中国に子会社をっていますが、利益が思うようにあがらないため中国からの撤退を考えています。この場合、会社の解散・清算、合併、営業譲渡など撤退の仕方いろいろあるようですが、一番お勧めなのはどのようなやり方でしょうか？

### 解説

#### 1. 中国事業の撤退

中国子会社を清算して撤退するためには、中国のパートナー側も含めた全董事の合意をとりつける必要があり、また、従業員の雇用の問題や税務調査対応など、複雑な問題があります。そこで、中国からの撤退方法として、**お勧めなのは「持分譲渡」です。**「持分譲渡」は法的手続きも他の方法と比較して、簡単です。

#### 2. 持分譲渡の税務

非居住者企業の持分譲渡所得及び配当所得については、原則、10%の源泉所得税がかかります。

**持分譲渡所得(=譲渡価額-取得原価)×10%**

**配当所得×10% (ただし2007年度までに生じた利益の配当は無税)**

#### 3. 持分譲渡における源泉税の具体例

日本の A社が所有する中国の100%子会社 B社の持分を純資産価額で譲渡する。

B社の資本金は100で、2007年度に生じた未処分利益は40、2008年度に生じた未処分利益は10とする。

配当せずにもともとの純資産額で譲渡するケース  
未処分利益を配当してから持分譲渡するケース

**の方が節税となる！**

【 配当しないケース】

【 未処分利益を全て配当するケース】

		2007年度までの利益からの配当	40
		中国源泉税額(A)	0
		2008年度以降の利益からの配当	10
		中国源泉税額(B)	1
譲渡価額	150	譲渡価額	100
取得原価	100	取得原価	100
持分譲渡所得	50	持分譲渡所得	0
中国源泉税額(10%)(C)	5	中国源泉税額(10%)(C)	0
中国源泉税額合計(C)	5	中国源泉税額合計(A+B+C)	1

## 要するに...

中国からの一番いい撤退方法は日本の親会社が持っている**持分を他社に売却してしまうこと**です。他の撤退方法に比較して手続きが簡単で、税金もいたってシンプルです。さらに未処分利益が残っている場合は**事前に配当しておく**と上記のように節税になることもあります。ただし、買ってくれる会社を見つけることが一番大変だとは思いますが・・・